

筑西広域市町村圏事務組合組合章規程

昭和 57 年 3 月 31 日訓令第 1 号

改正 平成 17 年 10 月 1 日訓令第 9 号

(組合章)

第 1 条 筑西広域市町村圏事務組合の組合章を別記のとおり定める。

(組合章の使用)

第 2 条 組合章は、組合職員等の徽章に使用するほか、組合を表徴するに必要な物件等に使用することができる。

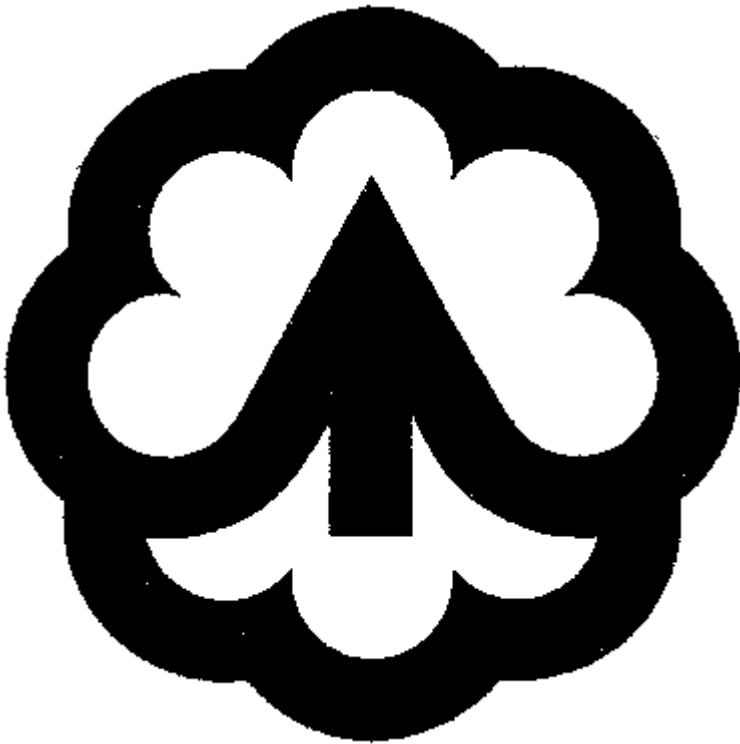
附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 1 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

別記（第1条関係）
組合章

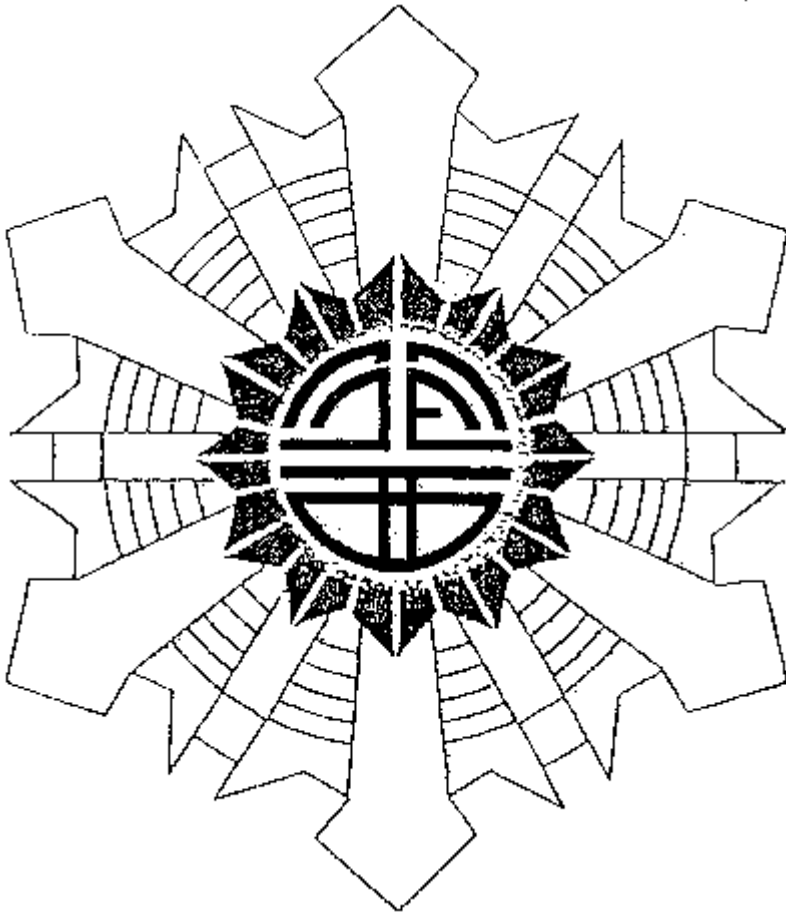


（説明）

8つの円をつないだ円形の中に、筑西広域市町村圏事務組合の頭文字「T」をデザイン化したもの。

8個の円による円形は、組合発足当初の構成市町村を表し、「T」は明日への限りない伸展と、広域圏の一体感を表す。

消防章



(説明)

消防署のシンボルマークの中心に筑西の文字を図案化したもので、その円は全体の和と連帯を表わし、周囲に配したペンは事務組合を意味し、組合の限りない発展を象徴した。